Keio Associated Repository of Academic resouces

| Title | 古代籍張上に見る戸と家族 |
|------------------|--|
| Sub Title | A Study of Family and Household in Japanese Ancient Census Register Books |
| Author | 平野, 敏政(Hirano, Toshimasa) |
| Publisher | 三田哲學會 |
| Publication year | 1978 |
| Jtitle | 哲學 No.68 (1978. 10) ,p.51- 80 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | In the ancient census register books, a componential unit group is a household. Ancient household can not be regarded as a family. They often include several families, boaders ("Yorikuchi, Kiko" "Yoriudo, Kijin"), and slaves ("Nu, Hi"). In this article, examining the ancient register books and commentary books of "Ritsuryo" ("Ryo no Gige", "Ryo no Shuge".), .1 assume the determinants of a household as follows; . i) A household is not always composed of one individual family (nuclear family). ii) A household must include more than two male adults (above sixteen years old). iii) Only a patrilineal offspring can succeed to his father's household. iv) A household is avowedly administrative organization which is liable to taxation. v) The head of a household can control all of families within his household. Recently, on explanation of a household, professor Koji Hirata offered a very important and interesting hypothesis. He assumed that a nuclear family was the. original from of a household and that the structure of a household in the ancient census ' register books became increasingly complex as the registration repeated. Judging from five items mentiond above and family cycle theory, I conclue that Hirata's hypothesis is acceptable only when it is adopted to the family of procreation of a certain person within a household. If we apply the family cycle theory which tells us a man belongs to two kinds of families, i. e. family of orientation and family of procreation, we can not assume that the ancient household is originally formed on the basis of a nuclear familiy. |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000068-0051 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

· 平 野 敏 政*

A Study of Family and Household in Japanese Ancient Census Register Books

Toshimasa Hirano

In the ancient census register books, a componential unit group is a household. Ancient household can not be regarded as a family. They often include several families, boaders ("Yorikuchi, Kiko" "Yoriudo, Kijin"), and slaves ("Nu, Hi").

In this article, examining the ancient register books and commentary books of "Ritsuryo" ("Ryo no Gige", "Ryo no Shuge"), I assume the determinants of a household as follows;

- i) A household is not always composed of one individual family (nuclear family).
- ii) A household must include more than two male adults (above sixteen years old).
- iii) Only a patrilineal offspring can succeed to his father's household.
- iv) A household is avowedly administrative organization which is liable to taxation.
- v) The head of a household can control all of families within his household.

Recently, on explanation of a household, professor Koji Hirata offered a very important and interesting hypothesis. He assumed that a nuclear family was the original from of a household and that the structure of a household in the ancient census register books became increasingly complex as the registration repeated.

Judging from five items mentiond above and family cycle theory, I conclue that Hirata's hypothesis is acceptable only when it is adopted to the family of procreation of a certain person within a household. If we apply the family cycle theory which tells us a man belongs to two kinds of families, i. e. family of orientation and family of procreation, we can not assume that the ancient household is originally formed on the basis of a nuclear familiy.

^{*} 慶應義塾大学文学部助手(社会学)

- 1. はじめに
- 2. 令文上の「戸」の観念
- 3. 「戸」の性格
- 4. 家族構成非再現説の検討

1. は じ め に

現存する古代籍張残簡に見える籍張上の単位は「戸」である。この「戸」 は戸令、為里条に「凡戸以五十戸為里、……」とあるところの「里」の構 成単位であり、また戸令、五家条にいうところの「保(五保)」の構成単位 として造籍にあたって 編戸されたものと 言える. そしてこの 「五保」と 「戸」はともに戸令,戸逃走条に「凡戸逃走者. 令五保追訪. 三周不獲除 張. 其地還公. 未還之間. 五保及三等以上親. 均分佃食. 租調代輸. 戸内 口逃者. 同戸代輸. ……」とあるように「戸」あるいは「戸口」の逃走が あった場合、それの追訪と租調の代輸責任を負うものであった。このよう に律令、戸令による限り、明らかに「戸」は滝川政次郎、岡本堅次両氏の 主張される「公法上の団体」としての性格をもっている。もっとはっきり 言えば「戸」は班田、貢納の便宜のために律令政権の支配的意図にもとづ いて編戸されたものとも言い得るのである. しかしながらこの編戸が当時 の被支配層の生活の実態から完全に遊離し、支配者側の便宜のみを考慮す るだけでなされ得たかを言えばそうではない. それは「戸」の構成が主と して親族関係用語を附記された人々より成ることからもうかがえるところ である、事実、いわゆる「戸」の法的擬制を強調された岡本氏も「同族関 係(――岡本氏の言う同族関係は、今日社会学などで一般化している同族 の概念とは異なり、氏の言葉で置き換えれば親属関係ということになろう 氏もまた造籍編戸に際して当時の庶民の生活慣習、社会関係が何らかそれ

に反映したであろうと推測しておられるのである.しかしこのような推測のみをもってしては「戸」の編戸規準,「戸」の具体的性格を知ることはできない.籍張上の単位が「戸」である以上「戸」は「戸」として理解されるべきである.それゆえこの「戸」の編戸規準(規模,構成上の原則,「戸」に対する観念など)や「戸」の具体的性格を明らかにせずには,「戸」と現実の家族,親族的集団との関連を考究すると言ってもそれは恣意的な比較に止まるのである.したがってしばらくは「戸」の意味を問わねばならない.

注

- (1) 岡本堅次「古代籍張の郷戸と房戸について」『山形大学紀要(人文科学)』第二号、187頁.
- (2) 籍張上に見える親族用語は今日のわれわれが日常的に使用するものと相異がある。また大宝二年の御野国の籍張と養老五年の下総国の籍張との間においても相異が存在している。この親族呼称の問題についてはすでに新見吉治氏や布村一夫氏らによって精細な考察がなされているが、寄人、寄口の扱いとからんで若干の問題が残されていると思われる。
- (3) 岡本堅次 前掲論文 200 頁.

2. 令文上に見る「戸」の観念

『令義解』戸令には「謂.戸一家為一戸也.」とあり、また『令集解』戸令、五家条朱説には「如言五家也.」とあって「戸」は「家」と同義であったことが知られるが、それでもなおこの「家」が具体的に何を指示するものかは不明である。律令時代初期の文献に現われる「家」についてはすでに高島正人氏によって詳細な考察がなされている。そこで高島氏の研究によりながら「家」について考えてみたい。氏は当時の「家」の用語法に1)住居即ち舎宅の意、2)特定の官職身分のある個人、3)戸と同意、4)財盗律非死罪条規定の家、5)同財同居する集団の名称、の五つのものがあると

され、特に3)、5)の意味における「家」を取り上げ、戸令、嫁女条などを 傍証としつつ、律令時代の「意」の構成が少なくとも令の規定の上からは 単婚家族(いわゆる核家族の意か――筆者註)のみを意味するものではな かったと論定されている. つまり義解に言う一家即一戸は必ずしも単婚家 族を限界とするものではなかったということになるのである. 「戸」はた とえそれが「家」と同義であっても、単婚家族以上の規模をもち得たので ある. さてそこでさらに「戸」について戸令, 義解, 集解の言うところを 訊ねてみよう. 戸令, 為戸条には「凡戸内欲折-出口為戸者. 非成中男. 及寡妻妾者、並不合折. | とあって新たに「戸」を創設せんとするには、 少なくとも21~60才の男子の存在を条件としていたことが知られるのであ る.したがってこの限りでは最低限の戸の分析折出が単婚家族(いわゆる 核家族) 的形態でもあり得たことが予想されるのである. また集解には五 家条古記説として「一戸内縦有十家. 以戸為限. 不計家多少也. 但一戸之 内人. 至他保有家者. 量便而割入他保耳. 」および戸逃走条朱説に「凡令 志. 以子孫可為戸故也. 」という注目すべき註釈がある. 五家条古記説に いう家が同居、同財の集団(今日のいわゆる家族)を意味しているのは明 らかである. この古記説によれば「戸」の限界は、その「戸」の中に含ま れる単位家族の数によらず、たとえかりに十家族を越す「戸」があったと しても、それ全体が「戸」として認知されるべきであると説明される。つ まり単位家族数がどんなに多くとも「戸」は「戸」であること、そして他 保に居宅をもちそこで家族生活を営んでいる者があれば、その家族を便宜 的に他保に組み入れるにすぎないことを五家条古記説は言っているのであ る. この古記説の解釈による限り「戸」はかなり実態に即するようにして **編戸されたとしなければならない. さらに言えば「戸」には単位家族を越** えて,単位家族を複数統合したような実態的な関係をもった家族の連合体 としての性格をも推測し得るのである. その単位家族を結合する実態的な 関係の一つの例が 『集解』、戸逃走条朱説にある 「凡令志、以子孫可為戸 故也.」の記事に求められる. いま朱説のいう子孫の内容を詳らかにすることはできないが、そこに最低限、親一子一孫という親族的な関係が含まれていたであろうことは、儀制令五等親条、継嗣令継嗣条、戸令聴養条、戸婚律之嫡違法条、子孫別籍異財条等を見れば否定し得ないところであろう. しかしながら継嗣令継嗣条には「凡三位以上継嗣者. 皆嫡相承. 若无嫡子. 及有罪廃疾者. 立嫡孫……. 四位以下. 唯立嫡子. 」とあって三位以上と四位以下では継嗣法に差のあることには注意しておく必要があるかもしれない. このように継嗣法上三位以上と四位以下との間に差が設けられてはいるが、戸逃走条朱説と戸主条への『集解』の註釈「謂. 嫡子也. 凡継嗣之道. 正嫡相承. 雖有伯叔. 是為傍親. 故以嫡子為戸主也. ……」とを合せ考えるならば四位以下にあっても結果として親一子一孫の継嗣が出現するのであり、したがって「戸」は親一子一孫の継承線を結合の契機の重要な一要素としていたものと言えよう.

さらに「戸」の内容については戸令のみでなく、田令、賦役令にも注目すべき註釈がある。つまり『集解』田令置官田条には条文「凡畿内置官田・……其牛令一戸養一頭.」に註して「慶雲三年格云:一戸之内.八丁以上為大戸.六丁以上為上戸.四丁以上為中戸.二丁以上為下戸.一丁不在計例也.」とあり、また「古記云.注中以上戸謂計丁数定之.今行事三丁以上戸.」との区事が見えるし、賦役令応役丁条には「国司皆須親知貧富強弱.因対戸口.即作九等.定簿預為次第.依次赴役.」の条文に註して「古記云.即作九等.謂戸口多少家財優劣.作九等定簿……」との一文がある.田令、賦役令の規定はそれが貢納に関するものであるだけに籍張よりも計張に関わるものと見られるが、大宝二年御野国戸籍にはこの九等戸的記載(三等戸的記載)形式が取られており田令賦役令に見られる規定とそれに対する『集解』の註釈も無視することはできない.

ごく大離把に戸令,田令,賦役令およびそれらに対する『義解』,『集解』 の伝えるところを通して令文規定上の「戸」の内容を見てきたわけである

が、それによって知り得たところは、

- 1) 「戸」は少なくとも中男以上のものをもって始めて形成される.し かしながら一丁のみでは「戸」を形成するに至らない.
- 2) 九等戸の区別から言えば「戸」は二丁以上をもって構成される.
- 3) 「戸」は親-子-孫という子孫をもって形成されることを第一義とした. したがって継承もこのラインに沿うことを基本とした. そのために伯叔父があってもそれらは傍親とされた. すなわち「戸」には嫡・傍の区別が立てられていた.
- 4) 「戸」は必ずしも単位家族のみをもって形成されるものではなかった.「戸」の限界は単位家族数の 多少によって 決定されるものではなかった. (しかし限界を決定する規準は不明.)
- 5) 「戸」は「里」および「五保」の構成単位であると同時に、貢納の単位であった。
- 6) 根拠,論証は不十分であるが,戸主は単なる単位家族の家長以上の 意味をもち,家長権と戸主権とを峻別し,戸主権を非常に限定的に 解釈することには疑問が残る.

これらの六項目が、大略令文上に見られる「戸」の内容と言えるのではなかろうか.

しかしながら、『義解』、『集解』の成ったのが天長〜貞観年間(824年〜856年)であることを考えれば、『義解』、『集解』に見られる註釈の伝えるものが、律令成立当時の「戸」の観念をそのまま伝えるものか否かの疑をもつこともできるが、集解古記説を大宝令期のものと見る高島氏の見解や、古記の成立が今日では天平十年頃とされているという村山光一氏の指摘によって言えば、『義解』、『集解』の成立が天長〜貞観年間であったとは言ってもなほそこに令施行当初の観念を伝承する部分があると考えてもよいと思われる.

あるいはまた現在ある令文が養老令のそれと考えられることから、この

令文と大化改新之詔,近江令,浄御原令,大宝令などの令文との異同のあることも当然推測されるところであるが、中田薫氏の研究にあるように大化改新之詔が唐の武徳令、貞観令、近江令、大宝令が武徳、貞観、永緻、麟徳、乾封、儀鳳、垂拱(周)の各令、養老令がさらに神竜、大極および開元初年、開元四年令の各令を範にして形成成立せしめられたものであるならば、唐令に見られる令文をもとに、それと同類の令文の存在を養老令以前の大化改新之詔、近江令、大宝令に推定することもあながち誤りとはいえないだろう。ただし日本令から逆に唐令の令文を復原するという形で復原された令文もあるので問題はそれ程簡単なものではないとも言える。

いずれにしても中田氏によれば日本令の戸令為里条と五家条にあたる唐 令のそれは武徳以来開元に至る各令に見られるとされている。戸主条につ いては開元二十五年戸令の条文と相当であるとされている。開元二十五年 は我邦の天平九年(737年)にあたるが、開元二十五年戸令の不課口の規定 部分の最後に「余准田令.」とあることからすれば、開元二十五年令以前の 唐令にもこれと類似の条文あるいは規定の存したことが考えられる. 戸逃 走条については中田氏は「相当すべき唐令は其断文だに存せず」と指摘し ておられる。さらに氏は為戸条については、それに相当する条文が開元令 にあり、日本令の旧令、置官田条は開元令、屯田条の模倣であるとされ、 日本令、賦役令、応役丁条については、これに相当する唐令条文は「本司 量校、録送度支」と「収手実之険、作九等定簿」のわずか二句を日本令か 5復原し得るにのみであるとされている. これによってみれば, これまで 「戸」の令文上での意味内容を確認するために引用した令文が一応唐令に も相当する条文を見出し得ることが認められる。とすれば養老令令文と類 似の令文の存在を、それを遡る詔、令に推論し得るのではないだろうか. ただ戸逃走条が、相当条文を唐令に見出せないこと、為戸条、置官田条が 各々開元令に相当条文を見ること、応役丁条については日本令からの莫然 とした復原に止まることなどに若干の問題が残ると言えよう. しかし戸逃

走条や応役丁条といった律令制度の根幹にふれる条文が養老令のみにあってそれ以前の諸令に存在しなかったとするのは困難ではないかと思う。事実もしかりに大宝二年御野国戸籍が原島礼二氏の言うように浄御原令にもとづいて作成されたものとするならば、前述したようにこの戸籍が九等戸的、三等戸的記載形式をもっていることからして、養老、大宝の二令に先き立つ浄御原令にすでに何らかの形式で九等戸、三等戸の規定があったものと考えられるのであり、「即作九等・定簿……」の養老令文は浄御原令、大宝令と受け継がれたものと推論し得るのではなかろうか・

唐令にその断文すら見出せないとされる戸逃条や、『集解』の釈説と師説からわずかに二句を復原し得るにとどまる賦役令、応役丁条に関して如上のごとき推論が成立し得るとすれば、さきに六項目に整理した『義解』、『集解』の註釈を通して見た令文上の「戸」の観念は大宝、浄御原、の各令、場合によれば大化改新之詔にまで共通するものと論定し得るのである。

そこでもう一度六項目について考えてみたいのだが、もし上のごとき論定が妥当なものとすれば、「戸」はその戸口数においても、そしてまたその中に含まれる単位家族数においてもかなり余裕のあるものとして令文上に規定されていたと言えよう。そしてこのような余裕は「戸」をできる限り現実に即したものとして把握しようとした支配者側の意図に起因するものと思われるのである。大宝二年籍張残簡を見ても筑前川辺里における肥君猪手の戸のように戸口数124(北川茂夫氏の復原による)にのぼるものから同じ川辺里の卜部首羊の戸、戸口数5(寄口2を含む)まで実に多様な規模の戸の記載が見られるのである。令文上の「戸」の観念がかなり余裕のあるものであったことを考慮に入れるならば、このような多様さを単に法的擬制の結果とする説、特に猪手の戸のように戸口数が多く構成の複雑な戸を「50戸一里」という法的制約による擬制の結果とする説にはまだ検討されるべき余地が残されていると考えられる。

法的擬制説,実態説といった「戸」の評価をめぐる問題は後にゆずらね

ばならないが、これで令文上に見られる「戸」の観念についてはその大よそのところを知り得た.しかし「戸」の具体的な形態、特質の解明にはやはり籍張上の戸を見なければならない.

注

- (1) 高島正人「わが律令切期に於ける戸と家と共同体について――造籍と里制の施行を中心に――」『立正大学文学部論叢』4,1955,81頁。
- (2) 歴史学者の使用する「単婚家族」の概念は、あまり明確に規定されていないが、諸論稿におけるその使用のされ方から判断するならば、それは夫婦と未婚の子女だけから成る家族、つまり今日のいわゆる核家族を意味するものと同義のように思われる。したがって本稿では歴史家の使用する「単婚家族」をすべてこの意味に理解している。
- (3) ここにあげた五家条古記説や戸逃走条朱説の言うところは大変興味ある内容をもっている。しかし現在のわたしにはこれらの古記説や朱説を律令初期の戸および保と関連させて検討するだけの能力はない。例えば「至他保有家者、最便而割入他保耳、」という古記説の言うところは一体どのような具体的な操作を言っているのか。そしてそれがどのような意味(現実的意味)をもったのかもいまのわたしにはわかっていないのである。
- (4) ここに九等戸的とか三等戸的とかいうあいまいな表現をしなければならなかったのは、御野国の戸籍の記載が「中政戸……」つぎに「下々戸主……」との順序で書かれていることの意味を正確に理解できていないからである.
- (5) 高島正人 前掲論文 89-90 頁.
- (6) 村山光一 『研究史, 班田収授』1978, 1 頁, 吉川弘文館.
- (7) 中田 薫 『法制史論文,第1巻,親族法,相続法』,1926,岩波書店.
- (8) 中田 薫 前掲書「唐令と日本令との比較研究」
- (9) 中田 薫 前掲書 655 頁.
- (10) 以上の部分は中田氏の「唐令と日本令との比較研究」の中で本稿と関係ある部分を抜き出しまとめたものである.
- (11) 原島礼二 『日本古代社会の基礎構造』1978,356 頁,未来社.

3. 「戸」の性格

下々戸主意比止年卅六 嫡子足桙4六 次真足標見

戸主同党安倍^{年卅七} 嫡子孔西^{集三} 安倍弟古安^{年廿七} 安倍弟古安^{年廿七}

戸主同党荒久真^{年十二} 寄人大伴安倍^{年廿九} 戸主甥真山^{年十一}

戸主児加々弥賣^{年七} 戸主妹平賣^{年五十二} 児按作主寸玉賣^{年十八}

戸主姪大椋人牧賣^{年州二} 児千嶋賣^{年七} 戸主同党妹漢人<u>吃賣^{年州二}</u>

児漢人湏古多賣^{年廿二} 次加須**弥賣**^{年十三} 安倍妹波佐目賣^{年卅二}

次古阿麻賣 荒久真母石作刀自賣 黄瓜

男建部比呂 年肆拾弐歳 兵士 嫡子

男建部赤乎 年拾玖歳 小丁 嫡弟

女建部伊母豆賣 年弐拾伍歳 丁女

女建部蘇氐賣 年拾陸歳 少女 上件二口嫡女

婦己西部帶麻賣年肆拾歲丁妻

婦妾出雲部止乃豆賣 年参拾捌歳 丁妾 上件二口比呂妻妾

孫建部養麻呂 年拾壱歳 小子

孫女建部意由賣 年拾陸歳 次女 上件二口比呂男女

外孫平羣部赤麻呂 年壱歳 緑児 伊母豆賣男

建部麻呂 年肆拾伍歳 正丁 寄口

妻財部阿麻賣 年参拾柒歳 丁妻

男建部都貴麻呂 年参歳 緑児 嫡子

女建部乎弥奈賣 年拾肆歳 次女

女建部奈吾佐賣 年肆歳 小女

女建部奈吾夜賣 年壱歳 緑女 上件三口嫡女

妹建部咩豆賣 年肆拾捌歳 丁女

卜部犬賣 年参拾壱歳 丁女 寄口

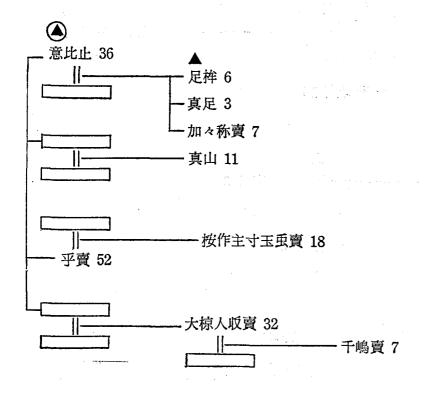
許西部直龍賣 年拾柒歳 次女 寄口

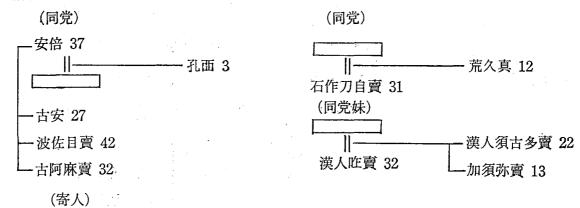
口壱拾陸不課 口一小子

口一誊老

口陸丁女 以下欠

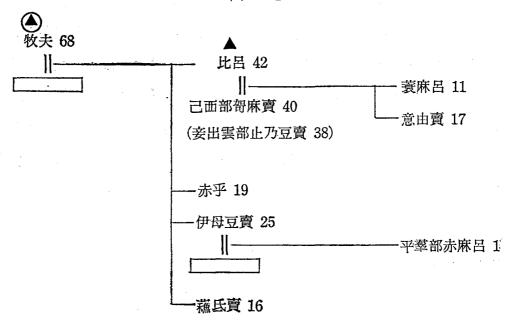
ここにあげた漢人意比止の戸は、大宝二年御野国戸籍、味蜂間郡春部里の中から、建部牧夫の戸は同じく大宝二年筑前国戸籍、嶋郡川辺里の中から任意に選び出したものである.一見して明らかなように同じ大宝二年の籍張でありながら両国の記載形式にはいくつかの相異が存在している.しかしこれについてはここでは問わない.明らかな共通点はいずれの戸も主として親族関係用語によって関係が示される人々より構成されている事実である.これによってさきの二戸の系図化した図を描けば図Iのようになる.

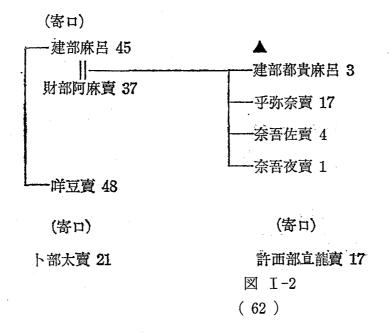




大伴安倍 29 (同党、同党妹をそれぞれ従父兄弟、従父姉妹とする説もあるがここでは別にしておく。)

図 I-1





系図化した図を見れば明らかなように「戸」はいくつかの家族的集団から構成されており、それらの家族的集団を結びつけている紐帯には親子、兄弟姉妹といった直系親族関係のみでなく甥、姪、従父兄弟、伯叔父母などの傍系親族関係の紐帯が含まれている。大宝二年の籍張残簡に見られる「戸」のこのような形態は、さきにあげた令文上の「戸」の観念の1~5の項目と完全に対応する内容となっている。残るは戸主の地位に関係する第6の項目であるが、これについては藤間生大氏が土地売賣文書にある戸主連署の事実から戸主権の強さを主張され、それに対して岡本氏から若干の批判が出されている。ここではそうした売券への戸主の連署といった事実からではなく、籍張上の戸において戸の性格とからめて戸主の地位如何を訊ねてみたい。

大宝二年籍張残簡を見るとそこに興味ある戸をいくつか見出すことができる。やや煩雑になるが、そのうちで特に著しい特徴をもっていると思われる戸の籍張上の記載とその系図化とを示すことにする。

I (御野国栗栖田里)

下政戸主刑部書 戸口十三正丁二緑児二幷五

下々戸主書年出一 次意伎奈年十二

忍勝甥物部廣世^{挥州九} 寄人物部事比賣^{年六十}

嫡子小比知釋型 忍勝甥物部廣世癱疾

児物部加湏弥賣^{年五} 忍勝妹大海賣^{年五十} 次佐々賣^{年州四}

次姉賣年廿八 大海賣児各田部麻黒賣年十七

年十七 次意止賣^{年十五}

次赤賣年十四

Ⅱ (御野国肩々里)

下々戸主川嶋売サバ 嫡子神主年四 寄人六人部身麻呂春老

嫡子足蛋」 身麻呂孫千嶋年十五 次高嶋中十五 次高嶋小子

次安倍华十四

身麻呂甥多都麻呂中子

嫡子安倍暴恩

寄人阿比古麻呂年卅一

児小宮賣^{年卅七}

足妻生科馬都賣正女

次汗奈賣华大八

次知嶋賣年十五

次小伊太弥賣年廿九

寄人若倭部移乎賣年州四

寄人十市部古賣^{年七十}

寄人阿比古余賣年

婢刀自賣年十二

婢黒賣年十七

寄人阿刀部麻呂^{年廿五}

身麻呂妻丸部嶋賣海太

児國造乎刀自賣^{年廿四}

小宮賣弟伊太弥賣年卅三

児守部小黒賣^{年五}

戸主奴首麻呂正奴

Ⅲ (御野国半布里)

中政戸穂積部安倍 戸口廿程児 并七

下々戸主安倍^{年卅四} 次刀良^{年廿五}

正女一少女三耆女一 次女二小女六 寄人秦人比都自是州八

嫡子大麻呂4十一 次小麻呂4八子

比都自弟目知是出二

子犬麻呂等三

戸主母縣主族古与賣^{华六十二} 古与賣孫牟下津酒井賣^{年十一}

次宇志賣华六

比都自妻秦人意比賣^{年卅七} 児与志賣^{年廿二}

次也止牟賣华士

次目尔弥賣年十四

次多麻賣作五

目知妻秦人意比賣等世 児也理賣^{年七}

次赤賣年六

寄人秦人久良賣^{∉六十七} 寄人縣主族古麻賣^{∉六十二}

IV (筑前國川辺里)

戸主卜部首羊

年肆拾歳

課戸 正丁

妻卜部酒屋賣

年柒拾弐歳

誊妻

女卜部首馬津賣

年拾壱歳

小女

ト部方見

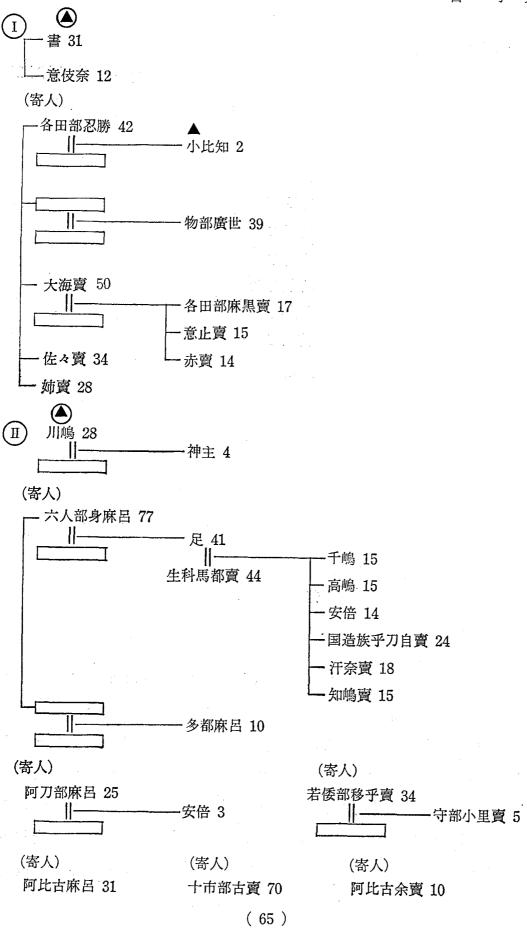
年肆拾伍歳

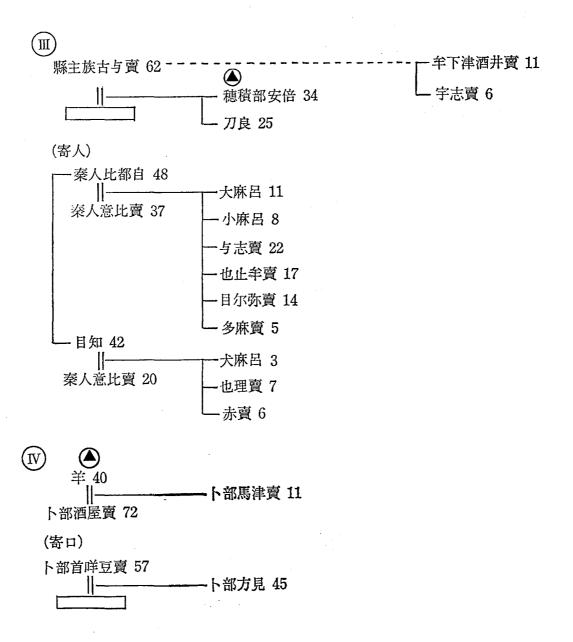
正丁 寄口

母卜部首咩豆賣

年伍拾柒歳

丁女





これまでは「戸」の分析を通して律令初期の家族的形態を知ろうとするとき、しばしば肥君猪手の戸のように戸口数も多く、戸の構成の複雑なものが考察の対象とされてきた。「戸」の分析を通して当時の家族的形態の特質を知ろうとする際のこうした態度の有効性はこれを支持し得るが、「戸」それ自体の性格を知ろうとする場合には、ここにあげた四例のごとき戸主の家族的集団の貧弱な例外的戸に注目するのも大切なことと思う。この例外的な戸において注目すべき事実は 1) 戸主の家族的集団が貧弱で

あること. 2) 戸主の家族的集団よりも堂々とした寄口、寄人の家族的集 団が存在していること. (但し卜部方見の戸は除かれる) 3) その寄人, 寄 口の家族的集団における年長者(男子)の年令が戸主の年令よりも高いこ と.4) そうした寄人、寄口がいずれも異姓(戸主と)であること.(但し 卜部首と卜部を同姓と考えれば卜部首羊の戸は除かれる),以上の4点と いうことになろう. もしかりに「戸」が岡本氏が留保条件をつけながら流 川政次郎氏の説を引用して述べているように単に公法上の団体にすぎない ものであり、したがって戸主権もそれにともなう行政上の義務にもとづく ものであるとするならば、ここにあげた四例の戸をどう説明すればよいの だろうか、岡本氏のごとくに考えるならば刑部書の戸は各田部忍勝を、国 造川嶋の戸は六人部身麻呂を、穂積部安倍の戸は秦人比都自を、そしてト 部首羊の戸は卜部方見を、それぞれ戸主とする戸であって一向さしつかえ ないはずである.ところがそうではなく逆に貧弱な家族的集団の長である 若年者(寄口,寄人の年長男子と比較して)が,より堂々とした家族的集 団をもつ年長男子を寄口、寄人とする形で戸主となっている. こうした逆 転現象こそ「戸」の具体的な性格を知る一つの重要な手掛りと考えられる. 「戸」の性格を知らねばこうした逆転現象を説明することは不可能である と言ってよい、しかしながら「戸」の直接的な観察的データを得ることは できないという限界がある.したがって以下の考察は論証を欠き、傍証す ら提示し得ないところでの単なる推論ということになるが、説明仮説とし て「戸」の具体的性格と考えられるものについて考察してみたい.

ト部首羊の戸についてはすでに高島氏が若干の指摘を行なっている. 高島氏は「羊は戸主として一戸構成の責任者となるべき何等かの歴史的環境, たとえば舎宅, 土地等の財産, 社会的地位などを保有していたものと考えねばならない. 従って彼の家族員は少なくとも, 一家(一戸か――平野註)を構成すべき何等かの伝統をもち, また戸内に卜部方見グループを含んでも, 彼等に戸主権を譲ることなく, 彼自らが戸主権を握るに足りたものと

すべきである」と述べておられる。羊の戸をめぐる高島氏のこの指摘は看過できない。わたしもまたこの高島氏の指摘を支持するものであるが、それと同時に羊の戸のごとき事情は羊の戸にのみ限定されるのではなく、前記の三例(羊の戸以外の)などにもそのまま適用されてしかるべきものと考える。高島氏の指摘の内容は明らかに「戸」の具体的性格と考えられるべきものを指している。高島氏の説にしたがって「戸」の具体的性格と考えられる内容をみれば、それは 1)「戸」はそれを構成するに足る要件(舎宅、土地等の財産、社会的地位)を満足し得る正丁を中心に編戸される。

- 2) 戸主の家族においてそれらの要件は伝統的に保有され、継承される.
- 3) したがって戸主権もまたある特定の家族的集団内の個人によって占有され、継承される(正嫡相承). 4) ゆえに戸および戸主権は代々特定の家族的集団を中心に継承されていた。といった項目に整理することができる.

もちろん戸主の家族的集団構成が常に他の戸の成員の家族構成よりも堂々とした大規模なものでなければならないなどと言った規準などは存在しないし、現実的にも、場合によれば戸主の家族構成が他の戸の成員のそれに比してはるかに貧弱になることも十分あり得る。その意味ではさきにあげた4例の事例は単に特定の造籍年(この場合は大宝二年)における特殊な事情によって、一見例外的に見える形態を示しているにすぎないとも考えられる。しかし既述のごとき令文上の「戸」の観念とこれらの事例の示す戸の形態とを合せ考えるならば、これらの事例を単に特定の造籍年における個々の戸の人口構成によってもたらされた偶然的事実と断定することもできないように思う。いずれにしても、もしかりに「戸」の具体的性格が前述の4項目に整理したもののごとき内容をもつものとすれば、それと令文上の「戸」の観念を考慮して「戸」に単位家族を越える具体的内容、性格を想定し得るのではなかろうか。したがって籍張上の戸の多様な構成を実態から遊離したものであり、それが50戸一里(50~59戸一里)という令的制約を受けた籍張上における分立の抑制あるいは人為的統合の結果か

ら生じた、単なる張面上の多様性なのだとするいわゆる擬制説は不十分であると思う。なるほど戸令、為里条には「凡戸以五十戸為里.」との規定があるが、これはただ単なる必要的な制限規定の条文でしかないのであって、実際、為里条集解を見れば釈説、師説は「若満六十戸者.割十戸立一里.」といい古記説は「若有六十戸者.為二分.各以卅戸為里也.」といって里内の戸数が59戸を越えた場合の処理のし方を規定しているのである。こうしたことから考えられることは50戸一里の条文は、里内の戸の分析析出を禁止するものではないということである。もし50戸一里の規定が戸の分析析出を抑制したとするならば、それは必然的に一旦設定された里は固定化され、新たな里の設置が抑止されていたことを前提としなければならないはずである。里数の制限は戸令、定郡条に「凡郡以廿里以下.十六里以上……」とある一郡廿里である。とすれば籍張上戸の人為的併合や分析析出の抑制が行なわれる場合は、論理的に言って郡が最高限度の廿里から成り、なおかつ各里の戸数がこれまた最高限度の59戸から成っていなければならないことになる。

いまわたしは律令時代初期の行政区画がすべて59戸一里,20里一郡の最大限定の構成をもっていたか否かを論証することはできない.しかし大宝二年籍張を見れば59戸一里でない里があり、かつまた澤田吾一氏が『風土記』と『和名抄』に見られる郷(里)の数の比較を試みられ、そこに殆んど変化のないことを指摘されていることからすれば、律令時代初期の行政区画がすべて最大限度の規模をもっていたとはとうてい考えられない.というのも澤田氏の指摘は言うまでもなく里(郷)の別置が殆んど行なわれなかったことを示すわけであるが、この事実は50戸一里の規制が、戸の分析析出の抑制、併合に強く作用したと解釈されるよりも、原島氏が「郷(里一平野注)の多くが60戸以上に容易に達しなかったためであろう.(中略)八世紀前半の郷の大部分は辛うじて50戸を維持し、59戸にさえ達していないのである.」と言うように、当時の里の実情が別置の必要条件を満す

までにも至らなかったとする解釈を支持したいからである.令文上「戸」 を構成するに足る条件は二丁以上であればよかったのであるから、それに 則れば50戸一里、20里一郡の制約に抵触しない範囲であれば、かなり容易 に籍張上新たな「戸」を編戸し得たであろうし、また里の別置も可能であ ったはずである.しかるに現実はそうではなく、かなり多様な戸が現われ ているのは、造籍の際当時の現実の生活集団――戸の具体的性格として見 たような特質をもつ――にひきづられて「戸」が編戸されたからであると 考えざるを得ない、令文上の規定が当時の現実の生活習慣にひきづられた 例は、親族名称についても見られる、令には儀制令、五等親条に親族の親 等範囲と名称が見えるのであるが、それにある名称は強く唐令の影響を受 けたものであり、すでに戸田貞三氏の指摘にもあるように、それと籍張上 の親族名称はかなり異なっているのである. 例えば五等親条では兄弟の息 子(BSo)を「姪」と姉妹の娘(SDo)を「甥」としているが籍張上では兄 弟姉妹の息子 (BSo, SiSo) を「甥」とし、兄弟姉妹の娘 (BD, SiD) を「姪」 としているのである. この程度の傍証では籍張上の戸が現実の生活集団に ひきづられている事実を証することには不十分であろうが、籍張上の戸が 実態を反映するものか、 擬制的なものかについては、 原島、 高島、 平田の 各氏らによって精細に論じられているので、これに対する十分な準備が出 来るまでは、この程度の傍証をあげるに止めておく.

これまで令文上の解釈や籍張上の戸のあり方から「戸」の具体的性格をこれ程までに、あるいは蛇足とも思える程に執拗に追跡してきたのは、籍張上に見える戸はあくまでも戸であって、それをまず単婚家族であるとか、親族世帯の連合体であるとか、と断定してかかることを避けたかったからに他ならない。そこでつぎにこの「戸」の分析法について若干の検討を加えたい。

「戸」の分析法に関しては高島氏、平田氏が遡源的分析法というすばら (の) しい着想を提示しておられる。わたしも両氏の主張される籍張の遡源的分 析法には賛成しこれを支持するものであるが、平田氏が主張される家族構成非再現説には若干の疑問を感じている。平田氏は遡源的分析と家族構成非両現説とが相即不離のもののごとくに主張されておられるが、この両説は必ずしも一体的なものである必要はないのではないかと思う。平田氏が主張される家族構成非再現説は、これまでみてきた「戸」の具体的性格と関連するものであるので以下ではこの家族構成非再現説について検討を加えることにする。

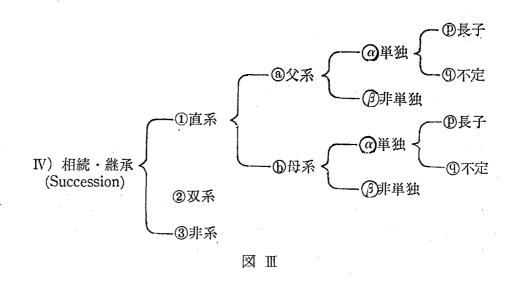
注

- (1) 『大日本古文書 巻1』.
- (2) 高島正人 「古代籍張の戸の評価に関する覚書――平田·原島両氏の近業によせて――」『歴史研究』277号.
- (3) 釈説,師説が60戸を越えた場合,10戸を割いて別に一里を設定しているのに対して古記説は60戸を二分して各々30戸一里の里を立てよといっている点に相異はあるが,いずれにしても50~59戸一里でなければならないと言っているわけではないし,新たに里を設置し得ることをも言っているのである.
- (4) 沢田吾一 『奈良朝時代民政経済の数的研究』,115-153頁,1972(復刻),柏書房.
- (5) 原島礼二 前掲書, 190頁.
- (6) 戸田貞三 『家族構成』, 198頁, 1970(復刻), 新泉社.
- (7) 平耿田二 「古代籍張の遡源的分析」,『歴史学研究』263号. 高島正人 「わが律令初期における家族と 家口の構成」, 『立正大学文学部論 叢』13, 1970.
- (8) 平田耿二 前掲論文, 1-4頁.

4. 家族構成非再現説の検討

かつてわたしは家族構成、その特質の解明、比較のための操作的手続に関する基本図式を作成したことがあるが、ここではさらにそれを訂正した $F = \{M, R, C, S\}$ という図式を提出したい。M, R, Cの操作的展開につ

いては拙稿を参照していただくことにしてSの項について若干説明をつけ加えておきたい.この項はいうまでもなく相続・継承(それと関連する系制)のパターンに関するものである.Sの内容をさらに詳細に展開すれば以下のごとき表を得ることができる.



さきにあげた拙稿の中でも述べておいたが、この操作的手続の基本図式は思惟図式であるので、およそ考えられ得る要素の組み合せを示す意図をもっている。そのために当然現実には見られないような要素の組み合せが構成される可能性ももっている。このこと自体は図式の弱点ではないと考えるが、この図式を使用する場合、まだ若干の弱点が残されていることも認めなければならない。それは例えばいわゆる結合家族(Joint family)に見られるごとき相続形態と、いわゆる均分相続的相続形態とが $S-(1)-(a)-(\beta)$ でしか表記され得ず、性格の異なる相続形態がS項の表記について言えば同一のものとなるといった点などに見られるのである。このようにこの基本図式にはまだ若干の未整理な部分が残されているが、ここに参考のために全体的な表を図示することにしたい。(大項目については S 項がつけ加わっている。そして各々の項の展開にもさきの図式とは若干の変化がある。)

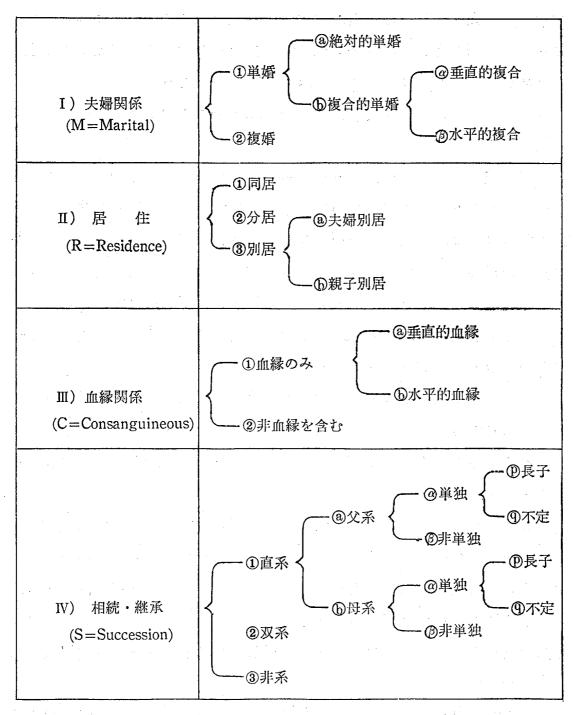


図 IV

ここにあげた図式のもつ意味を附言すれば、それは家族を対象とした研究する場合、最低限考慮すべき要件を示していることにある。つまり家族を研究しようとするならば少なくとも必ず夫婦関係(M)のあり方、居住の規

則(R),血縁関係(C)の特質,相続・継承(S)のあり方の4要件のすべてに亘って分析を行いその結果を総合的に構成しなおして,対象である家族の諸特質を明らかにすべきことを言っているのである.

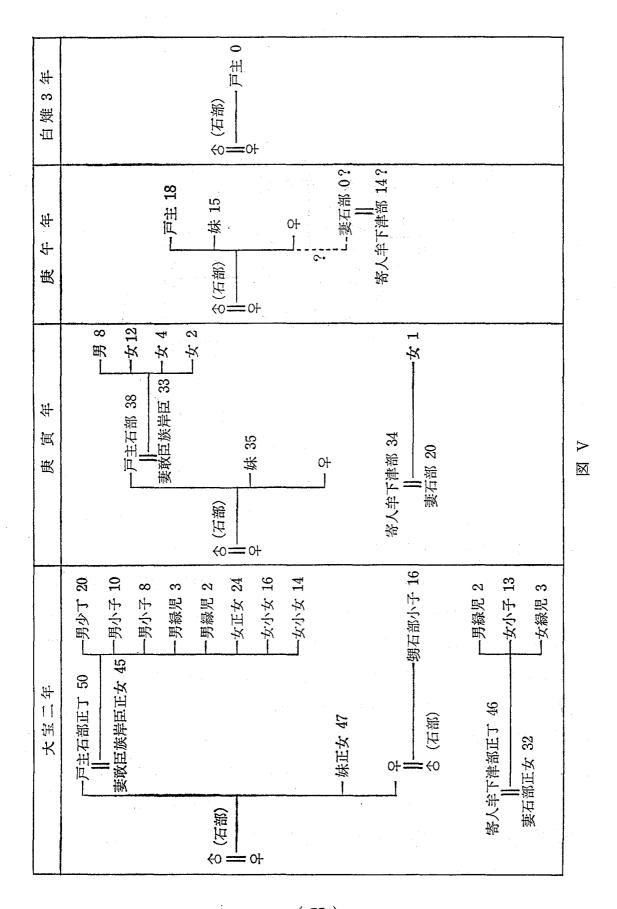
さてそこでこの基本図式に則って家族構成非再現説について検討することにしよう.

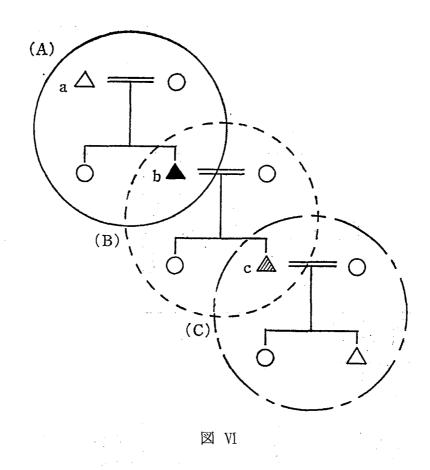
すでに述べたように遡源的分析と家族構成非再現説の連関をもっとも明確に主張しておられるのが平田氏である。氏は「大宝二年の戸籍にあらわれた家族構成は、大宝二年の戸の枠が固定された時点、つまり大宝二年籍の直接の祖形となった造籍年における家族構成から必然的に変化してきたと考えなければならない。」とされ、籍張上での戸は造籍年を降るにしたがって律令的制約(50戸一里)を受けて家族構成を複雑化し、現実の生活形態から遊離した姿となっているとされたのである。

こうした平田氏の籍張観の基本的前提は、岸俊男氏と同様に氏もまた大宝二年籍の直接の祖形となった籍張上の「戸」を単婚家族と断定されておられるところにある。この事実を示すために平田氏の遡源的分析の表を示すことにする。(図一V)

ここにあげた平田氏の遡源図は大宝二年戸籍御野国加毛郡半布(埴生)里の石部三田の戸の図である。図中に戸主と記されているのが三田である。平田氏のこの遡原図による限り、たしかに籍張上戸の家族構成は再現されず、単婚家族から複合家族への変化を見せている。しかしはたしてこの遡源図を支える「戸」の祖形(高島氏は原型)を単婚家族とする前提は正しいのだろうか。

社会学や社会人類学においては周知のようにある特定の個人は生涯にすくなくとも2つの性質の異なる家族に所属するとされている。それは「定位家族」と「生殖家族」の2つである。この2つの家族のに関係を図にすれば図VIのごとくになる。b についてみてみよう。b は父である a のつくっている家族(A)の中に息子として定位されている。と同時にb は妻を取





b(B)という家族をみずから形成している. b にとって(A)は定位家族であり、(B)が生殖家族である.

さてそこで石部三田の戸についてみてみよう。図VIの事実の理解の上にたって石部三田の戸の 遡源図をみるならば、 それが石部三田の父の家族(つまり三田の父の生殖家族)の範囲内妻のみでの遡源であることが理解されるはずである。三田自身に関して言えば定位家族から生殖家族の形成への過程が示されているが、三田の父へ視点を移すと、この遡源図には三田の父の定位家族がまったく登場しないのである。ある特定の個人は常に定位家族の中に生まれ、つぎにみずからの生殖家族を形成するに至るのだとする見解からすれば、少なくとも白雉三年庚午年の石部三田の戸のあり得た姿は図VIIのように考えられるべきであろう。(父の年令は長子の年令プラス25という平田氏に従う)

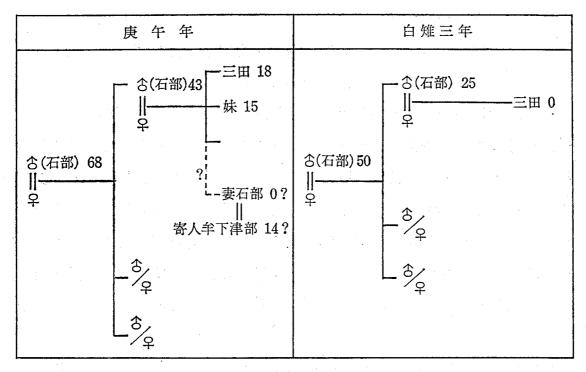


図 VII

図VIIからも理解されるように平田氏の家族構成非再現説は三田の父の生殖家族のみを遡源させているにすぎないのであって、この遡源方法をもってすればどの家族も必ずある時点で消滅する。しかし現実にはそんなことはないのであって、たとえば白雉三年、三田が0才の時、25才と仮定される三田の父は、おそらく三田の祖父(50才と仮定される)の家族に成員として含まれていたと考えるのが妥当である。とすれば家族構成は図VIIからもわかるように籍張上においても再現され得るのである。遡源的分析において家族構成が非再現的に現われてくるのは、実に特定人物の生殖家族のみを遡源させていたことから来た現象なのである。

また平田氏の主張される家族構成非再現説が成立するためには,すくなくとも当時の家族形態が示す諸要件の特質が,例えば父系であった場合,

$$\{M-1-3\}$$
 $R-1$
 $C-1-3$
 $S-1-3-(\beta)\}$

であったことを証明しなければならない. そうでない限り, 祖形となった籍張が, 単婚家族(上記の図表はまさに単婚家族のそれである)をもって「戸」として編戸したとは言えないからである.

律令時代初期の家族形態が単婚家族形態であったことを証明するのに古島敏雄氏のごとく農業経営形態からするものがある.古島氏は当時の農業経営が「田植作業」,「稲刈,脱穀」の2つの大量の労働集約的作業を欠いていたとして、当時は小家族孤立の労力による小面積の経営であったとされている.こうした農業経営形態からする接近法も重要なものであるが、それは傍証を提供するものであって家族形態の検討にはまず第一段階として、わたしのあげた基本図式の4要件の各項が十分に考察されねばならない.

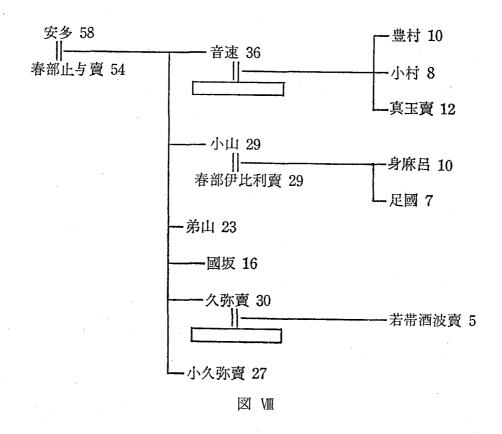
高島氏もまた岸氏の説を批判的に継承しつつ「戸」の原型を一家即一戸という形で考えておられるようである。氏は「家とはかかる共同生活を営む処の血縁的、非血縁的生活団体、即ち家長と一定の血縁的社会的系譜関係を有して共同生活を営み……」と言っておられる。とすれば氏の言う「家」は

$$\{M-\widehat{1}-\widehat{0}-(\alpha) \text{ or } (\beta)$$

 $R-\widehat{1} \text{ or } \widehat{2}$
 $C-\widehat{2}$
 $S-\widehat{1}-\widehat{3}-(\alpha)-\widehat{0}\}$

と表記される.氏は別の論文で春部安多(大宝二年戸籍,御野国,味蜂間郡,春部里)の戸を一家即一戸の例としてあげておられるが,その安多の戸は図畑のごとき系図化で示されるものである.

もし安多の戸のごとき戸が「戸」の原型であるとするならば、籍張上に 現われる戸の多様な形態、なかでも複雑な構成をもつ戸を法的擬別の結果 とすることは殆んどできない、安多の戸はすでに見たようにかなり複雑な 構成をもっているのであり、それは岸氏の言うがごとき単一家族より成る



家とはとうてい言えないからである.安多の戸はすでに少なくとも3つの夫婦関係を内包しているのである.(久弥賣を入れれば4つ, ただし嫡子音連の妻は死亡したのか同籍していない.久弥賣については同籍しているが,同居の可能性は不明.女子を附籍することから生じる利益のための操作とも考えられる).安多の戸は

$$\{M-(1)-(1)-(1)-(1) \text{ and } (\beta)$$

 $R-(1)$ or (2)
 $C-(1)$
 $S-(1)-(1)-(1)-(1)$

と表記され得るようなタイプの戸と考えられる.これによってみれば安多の戸はC項を除けば家の図式とほとんど大差ないことが理解されよう.その意味では高島氏が一家即一戸とされ、それを「家」との類推で考察しておられるのは興味あるところである.しかしながら「戸」は「家」である

と速断することはできない.

「戸」の具体的性格の決定は、「戸」および 「戸」に内包されている家族的集団の特質をM, R, C, S の各項にわたって精細に分析した後でなければならないからである。

(1978. 6. 15 日稿)

注

- (1) 拙稿 「家族・親族組織の類型と分類」,『拓殖大学 論集』 104·105 合併号, 1676.
- (2) 平田耿二 「古代耿張の遡源的分析」,『歴史学研究』263号, 9頁.
- (3) 平田耿二 前掲論文, 10頁.
- (4) 古島敏雄 『古島敏雄著作集,第二巻』,257-264頁,1974,東京大学出版会.
- (5) 高島正人 「わが律令初期における 戸と家と 共同体について――造籍と里制 の施行を中心に――」,『立正大学文学部論叢』, 4,84頁,1955.
- (6) 高島正人 「古代籍張の戸の評価に 関する覚書――平田・原島両氏の 近業に よせて――」,『歴史学研究』 277, 43-44頁.